

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する
法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令案
についての意見・情報の募集について

令和 8 年 7 月
農 林 水 産 省
大臣官房環境バイオマス政策課

このたび、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

営農型太陽光発電について、令和 7 年 4 月 11 日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、「望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。」とされ、また、令和 7 年 12 月 23 日に大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定された「大規模太陽光発電事業(メガソーラー)対策パッケージ」(以下「メガソーラーパッケージ」という。)では、「農業との両立が図られる望ましい取組を明確化するとともに、地方公共団体等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。あわせて、農業との両立が図られない等の不適切な取組に対しては厳格に対応する」とされました。

農林水産省としては、こうした政府方針の下、有識者等とも議論を重ね、「国が営農型太陽光発電のあるべき姿を明確化し、地方公共団体等がそれに沿って適否を判断できるようにすることで、営農型太陽光発電の適正化を図る」こととしています(「望ましい営農型太陽光発電の考え方」(令和 8 年 4 月 15 日開催第 6 回望ましい営農型太陽光発電事業に関する検討会))。

そのため、農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成 25 年法律第 81 号。以下「農山漁村再エネ法」という。)に基づく認定を受けようとする者による申請を農地転用制度上、不許可の例外として規定し、農山漁村再エネ法に基づく市町村長による設備整備計画の認定有無を踏まえ、一時転用許可の是非について判断できる仕組みとします。

これを踏まえ、望ましい基準に適合する営農型太陽光発電設備の整備を内容とする

設備整備計画の認定申請ができるよう、設備整備計画の認定の申請に当たって必要な書類等を定める設備整備計画認定省令（平成 26 年農林水産省・環境省令第 1 号）について、所要の改正を行います。本改正案について広く国民等から意見・情報を募集し、提出いただいた意見・情報を考慮しつつ、省令を改正することを目的として行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（１）e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（２）農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室において配布

3 意見・情報の提出方法

（１）e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100－8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和 8 年 7 月 24 日～令和 8 年 8 月 22 日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令案の概要